~ 国際研修 ~

第 15 回日韓パートナーシップ共同研究(日本セッション)

国際協力部教官 渡 部 吉 俊

第1 はじめに

国際協力部では、公益財団法人国際民商事法センター及び大韓民国大法院法院公務 員教育院との共催により、2014年6月16日から同月26日までの間、第15回日韓パートナーシップ共同研究(日本セッション)を実施したので、その概要を報告する。

第2 日韓パートナーシップ共同研究について

日韓パートナーシップ共同研究は、登記、戸籍、供託、民事執行等の民事行政・司法行政分野の比較研究を目的として、1999年から行われているものであり、日本側研究員が韓国を訪問して調査・研究を行うことを中心とする韓国セッションと、韓国側研究員が日本を訪問して調査・研究を行うことを中心とする日本セッションにより構成される。本年は、今回行われた日本セッションに続いて、10月に韓国セッションが行われる予定である。

第3 共同研究の概要

1 講義

「日本の登記制度」

日本司法書士会連合会常務理事の加藤政也氏から,日本の登記制度の概要説明として,特に不動産登記を中心に,登記制度の沿革・歴史,法改正の経緯,売買取引における登記実務等について,講義が行われた。

2 見学

(1) 最高裁判所

最高裁判所の概要説明を受けながら、庁舎内(大法廷、小法廷及び図書館等)の 見学及び質疑応答を行った。

(2) 東京地方裁判所

民事裁判を傍聴した後,ラウンドテーブル法廷の見学,民事通常部書記官の業務 説明,破産再生部書記官の業務説明,債権者集会の見学等を行うとともに,質疑応 答を行った。

(3) 千葉地方法務局

法務局長表敬の後,不動産登記,商業法人登記,戸籍の各部門から事務概況説明 を受けるとともに,庁舎内(不動産登記部門,商業法人登記部門,戸籍課)を見学 し,質疑応答を行った。

3 共同討議

共同討議は、今回初めて取り入れたものであり、研究員が自ら課題を設定してパートナー等と研究を行う実務研究と異なり、日本側及び韓国側研究員が全員参加して共通のテーマについて討議を行うというものである。登記や戸籍といった個別制度の研究とは別に、公務員として業務を遂行する上での共通的な課題について話し合うことを意図している。今回は、①効果的な職員の育成及び研修の在り方、②効率的な相談業務の在り方の二つをテーマとして、活発な討議が行われた。

4 実務研究及び総合発表

- (1) 日本セッションにおける実務研究は、韓国側研究員が、自ら設定した研究課題に関して日本の制度との比較研究をすることを目的として行われる。進め方としては、まず事前準備として、日本セッションの開始前に、韓国側研究員が日本側への質問を含む実務研究課題レポートを作成し、それに対して日本側研究員が回答を作成し、あらかじめ韓国側に送付しておく。これらの事前準備を基に、日本セッションにおいて、日本側及び韓国側研究員全員による協議及びパートナー同士の個別協議等を行いながら、各自の研究課題に関するレポートを仕上げていくというものである。
- (2) 今回の実務研究課題の概要は、次のとおりである。①及び②は不動産登記、③は商業・法人登記、④は戸籍、⑤は民事執行に関するものである。
 - ① 登記申請の却下事由である韓国の不動産登記法第29条第2号「事件が登記すべきものでない場合」について

登記申請の却下事由の一つとして規定されている「事件が登記すべきものでない場合」(韓国不動産登記法第29条第2号)の具体的事例について、日韓の先例・判例等を比較しつつ検討を行ったものである。

- ② 仮処分登記と仮処分債権者が勝訴した際の登記手続に関する韓国と日本の比較 処分禁止の仮処分の被保全権利が,抵当権など所有権以外の権利についての設 定登記請求権である場合の登記の取扱いについて,韓国で実務上生じている問題 を前提に,日本の取扱いについて検討したものである。
- ③ 株式会社の代表取締役の解任登記申請と登記官の実体的審査権及び却下した登記申請と同一の登記申請が繰り返し提出される場合の対処方法

会社内部の勢力争い等により、同一の会社について相反する内容の登記申請が 近接して提出された場合の処理について、登記官の審査権等の観点から日韓の取 扱いを比較したものである。

④ 判決による親子関係の訂正

戸籍上の親子関係等を訂正する方法として、法律上、確定判決による訂正手続と法院の許可による訂正手続が設けられているところ、両者の具体的な区別について、日韓の事例を基に比較検討したものである。

- ⑤ 民事執行業務の電子訴訟システム導入の必要性について 韓国における民事執行業務の電子化を念頭に、日本の民事執行制度の現状と問 題点、電子システムの導入可能性等について検討を行ったものである。
- (3) これらの研究成果については、総合発表において各研究員より発表がなされた。 なお、本年10月に実施される韓国セッションにおける日本側研究員の実務研究報告 書と併せて、後日冊子に取りまとめられる予定である。

第4 終わりに

本年も、例年同様、豊富な実務経験と知識を有する日韓の研究員たちが、互いに自国の制度・運用について説明し理解を深め合うとともに、友好的なパートナーシップを醸成することができた。通常、法整備支援活動の実施においては言語が一つのネックとなるが、本共同研究では、日本語と韓国語の類似性もあって、日常的なコミュニケーションに関しては比較的スムーズに行われており、特に本年は、日韓の研究員たちが携帯電話等の翻訳ツールを活用するなど、コミュニケーションの取り方も年々進化している様子がうかがわれた。今回培ったパートナーシップを元に、10月の韓国セッションでは更に進んだ共同研究が行われるものと期待される。今回の共同研究に御協力いただいた日韓両国の関係者に深く感謝申し上げたい。

第15回日韓パートナーシップ共同研究員名簿

		氏名	所属	性別				
十日 日本	1	おおむら りえ	東京法務局	女				
		大村 理恵	品川出張所					
			登記官					
	2	わくだ あきお	横浜地方法務局	男				
		和久田明生	法人登記部門					
			登記相談官 (本本)					
側	3	たかやなぎ まさあき	千葉地方法務局					
研		髙柳 正明	不動産登記部門					
究員		<i>1</i> , 1, 4, 1,, 1	登記相談官					
只	4	かわもと てつし	民事局	男				
		河本 哲志	民事第一課					
		1,++,> 1 1 +1+	後見登録係長					
	5	いまむら しんすけ	最高裁判所 事務総局民事局第三課 調査員					
		今村 伸介						
	1	チャン ギュヨン	- 調宜員 水原地方法院					
			小冰地刀 海机	男				
		張圭燕	法院事務官					
	2	キム センス	光州地方法院					
			70711-0737A 30	男				
韓		金生洙	法院主事					
国	3	ムン ビョンシク	ソウル西部地方法院					
側研		-		男				
究		文炳植	法院事務官					
員	4	イ チャンウ	ソウル東部地方法院					
		木知玉		男				
		李昶雨	法院事務官					
	5	ハン サンホン	司法政策研究院					
		韓相憲		男				
			法院主事補					

〇担当者

法務総合研究所

国際協力部教官 渡部吉俊 主任国際協力専門官 千同舞 国際協力専門官 若生耕介

韓国法院公務員教育院

教授 曺正根(チョ ジョングン) 係長 張重徳(チャン ジュンドク)

第15回日韓パートナーシップ共同研究(日本セッション)日程表

月	曜	9:30 14:00						/±= ±z-	
日			12:30	17:00				備考	
6 / 16	月	(日本側研究員入寮)		オリエンテーショ	<i>y</i>		実務研究(1) 日本側研究員のみを 本側回答の内容検討	対象とした実務研究(日)	
6 / 17	火	実務研究(2) 日本側研究員のみを対象とした実務研究(日本側回答の内容	(韓国側研究員入寮)						
6 / 18	水	実務研究(3) 日本側研究員からの回答発表及び全体協議	法務総合	2:00~13:50 研究所主催 交換会	記念撮影	実務研究(日本側研究	(4) 究員からの回答発表及・	び全体協議	
6 / 19	木	見学(1) (10:00~11:30) 東京地方裁判所		見学(2) (14:30~16:00) 最高裁判所					
6 / 20	金	実務研究(5) 個別協議		共同討議					
6 / 21	土								
6 / 22	П								
6 / 23	月	講義(10:00~12:30) 「日本の登記制度」 日本司法書士連合会常務理事 加藤政也氏			見学(3) 千葉地力	(14:30~16 ī法務局	5:30)		
6 / 24	火	総合発表準備 (日本側研究員退寮)		総合発表 (14:30~17:00) 閉講式 韓国側研究員による発表 (17:30~18:00)					
6 / 25	水	国際協力部教官と韓国側研究員との意見交換		資料整理·帰国準備					
6 / 26	木	(韓国側研究員退寮·帰国)							